

証券コード 3071
2023年4月10日
(電子提供措置の開始日2023年4月3日)

株 主 各 位

東京都港区新橋六丁目17番21号
株式会社ストリーム
代表取締役社長 齊藤 勝久

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり当社第24期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第24期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.stream-jp.com/ir/library.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使ができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、上記いずれかの方法で、2023年4月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2023年4月25日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区芝二丁目5番2号
東京グランドホテル3階「桜の間」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |

- ・新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆さまの安全・安心を最優先に、株主総会当日の会場へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権は、同封の議決権行使書用紙のご郵送または3頁から4頁の案内に従ってインターネットで行使用することが可能ですので、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご検討ください。
- ・感染予防措置として、入口付近で検温させていただき、発熱が認められる方は、入場をお断りする場合がございます。
マスクのご着用と手指のアルコール消毒をお願い申し上げます。
座席の間隔を拡げることから、席数が大幅に減少いたします。
これに伴いご入場を制限する場合がございます。
- ・当社役員及び株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第24期（自2022年2月1日 至2023年1月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（自2022年2月1日 至2023年1月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
- 以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【 インターネットによる議決権行使のお手続きについて 】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年4月24日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・ 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及びその参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績、経営環境を勘案し、また内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円
総額 81,865,500円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年4月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更する条文のみ記載。下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ (条文省略) 18. (新 設) <u>19.</u> ～ (条文省略) <u>24.</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ (現行どおり) 18. <u>19. 不動産の売買、賃貸、交換、分譲、管理及びその仲介又は代理業</u> <u>20.</u> ～ (現行どおり) <u>25.</u>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さいとう かつひさ 齊藤 勝久 (1965年6月25日)	1989年4月 ㈱マルナカ興産入社 2004年8月 KOSCO㈱会長 2009年7月 ジャパン・デジタル・コンテンツ信託㈱代表取締役社長 2014年2月 ㈱エクスワン代表取締役社長 2015年4月 当社取締役 2019年4月 当社代表取締役社長（現任） 2019年4月 ㈱エクスワン取締役 2022年5月 同社代表取締役社長（現任）	70,100株
2	さい こうとう 齊 向 東 (1967年8月14日)	1993年5月 ㈱オーテック取締役海外事業部本部長 2002年5月 当社取締役副社長 2005年5月 北京中科智网科技有限公司董事長 2016年12月 当社営業本部副本部長 2017年4月 当社取締役営業副本部長兼ゲーム・海外事業部部長 2018年5月 ㈱エクスワン取締役（現任） 当社取締役営業本部副本部長兼IT事業部長 2019年4月 当社取締役管理本部長 2020年7月 当社取締役管理本部長兼人事総務部長 2022年2月 当社取締役管理本部長兼人事総務部長兼営業本部海外開発部長（現任）	7,700株
3	みぎた てつや 右田 哲也 (1965年2月6日)	1988年4月 ㈱ベスト電器入社 2009年3月 同社東京商品部部長 2010年6月 当社商品部長 2011年4月 当社常務取締役営業本部副本部長兼商品部長 2012年4月 当社取締役営業本部副本部長兼商品部長 2015年4月 当社執行役員営業本部代長兼新規事業部長 2018年5月 当社執行役員営業本部副本部長兼EC事業部長 2019年3月 当社執行役員営業本部長兼EC事業部長 2019年4月 当社取締役営業本部長（現任） 2022年5月 ㈱エクスワン取締役（現任）	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	こてがわだすけ 小手川大助 (1951年5月3日)	2006年6月 財務省理財局次長 2007年7月 IMF日本政府代表理事 2011年2月 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹 2011年5月 ㈱パルコ社外取締役 2012年4月 当社監査役 2012年5月 ㈱セキド社外取締役(現任) 2013年5月 いちごグループホールディングス㈱社外取締役 2018年4月 当社取締役(現任) 2018年10月 あいグローバル・アセット・マネジメント㈱取締役 2019年1月 ツネインシホールディングス㈱社外取締役(現任) 2023年1月 ㈱安全保障産業強化機構会長(現任)	-株

- (注) 1. 取締役候補者齊藤勝久氏、斉向東氏及び右田哲也氏は㈱エックスワンの取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で、商品販売等の取引があります。
2. 取締役候補者小手川大助氏は㈱セキドの取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
3. 小手川大助氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は小手川大助氏が原案どおり選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 小手川大助氏が社外取締役候補者とした理由は、財務官僚としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。小手川大助氏には、財務官僚としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営を監視・監督することを期待しております。また、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 小手川大助氏が原案どおり選任された場合、当社と同氏との間で締結しております会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
6. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする取締役、監査役、執行役員及び子会社の役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年5月更新の予定です。本議案でお諮りする取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の適正性が損なわれないうための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としません。

【ご参考】株主総会後の取締役会及び監査役会のスキル・マトリックス

候補者番号	役位	役員	企業経営	業界知識	財務・会計・ファイナンス	コンプライアンス・リスクマネジメント	グローバル
1	取締役	齊藤 勝久	●	●	●	●	
2		斉 向東	●		●	●	●
3		右田 哲也		●		●	
4		小手川 大助	●		●	●	●
	監査役	橋本 博人		●		●	
		露口 洋介			●	●	●
		西 圭輔			●	●	

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役の金銭報酬額は、2000年3月6日開催の当社定時株主総会において、年額100,000千円以内とご承認をいただいております。また、上記の金銭報酬とは別枠で、ストック・オプション報酬額として2011年4月22日開催の当社定時株主総会において、年額50,000千円以内とご承認いただいております。

一般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、これらの報酬枠とは別に、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することについて、ご承認をお願いしたく存じます。

本議案に基づき、取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する報酬は金銭報酬債権といたします。

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額50,000千円以内といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき本制度により支給される金銭報酬債権の全部を、現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年450千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当、株式分割又は併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲内で調整する。以下同じ）といたします。また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役1名）となり、本議案に係る対象取締役は3名となります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案は、上記のとおり、当社取締役に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。また、本議案に基づく1年間に発行又は処分される当社の普通株式の上限数は、発行済株式総数の約1.58%であり、その希薄化率は軽微です。そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。なお、当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容は事業報告22頁に記載のとおりであります。本議案を承認いただいた場合には、11頁に記載のとおり当該方針を変更することを予定しております。

【本制度の内容】

1. 本制度の概要

本制度は対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を

支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」といいます。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、「2. 本割当契約において定める内容の概要」を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

2. 本割当契約において定める内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、交付日から当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本制度に基づき交付を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が本譲渡制限期間の開始日以降、1年が経過する日までの期間（以下「役務提供期間」という。）継続して当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、そのすべての本割当株式について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役会が予め定める日の到来前に当社の取締役その他一定の地位を喪失した場合、「(3) 役務提供期間中の退任等の取り扱い」の定めに従って無償取得される株式以外の本割当株式について譲渡制限を解除するものとする。

(3) 役務提供期間中の退任等の取り扱い

対象取締役が本割当株式の交付から1年が経過する日の到来前に当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、死亡による退任の場合を除く）には、当社は、対象取締役の退任の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等具体的事情に照らして、当社の取締役会の決定により以下のいずれかを実施することができる。

I. 本割当株式の全部を無償で取得する。

II. 対象取締役が退任した時点をもって、次の①の数から②の数を引いた数の本割当株式について、無償で取得する。

①本割当株式数

②本払込期日を含む月から乙が本（3）柱書に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

(4) 譲渡制限が解除されなかった場合の取扱い

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを当然に無償取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をす

ることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

【ご参考】

1. 本制度の従業員への適用

本株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入について、ご承認いただきましたら、当社の執行役員に対しても本制度におけるものと同様の制度を導入する予定です。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容は事業報告22頁に記載のとおりであります。本議案を承認いただいた場合には、本議案の内容に沿って当該方針を変更する予定です。

以上

事 業 報 告

(自 2022年2月1日)
(至 2023年1月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度(2022年2月～2023年1月)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、行動制限は緩和され、経済活動は正常化に向けた動きがみられました。しかしながら、地政学リスクの高まりによるエネルギー資源の高騰、急激な円安の進行に伴う物価上昇が個人消費に与える影響の懸念等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループは、お客様のライフスタイル作りのサポートとして「より良い商品」「より良い価格」「より良いサービス」をモットーに、新しい価値観の提案・提供を通して社会の発展に貢献することを経営の基本方針に、既存概念にとらわれることなくチャレンジを続け、インターネット通販事業を中心に事業活動を行っております。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

【インターネット通販事業】

当連結会計年度(2022年2月～2023年1月)における国内の家電小売業界は、エアコン等の季節家電、冷蔵庫や洗濯機等の生活家電が堅調に推移したものの、テレビ、パソコン等は低調な結果となりました。

このような状況の中、当社が出店する「楽天市場」「Yahoo!ショッピング」「Amazonマーケットプレイス」等の外部サイトの売上高は、ポイント等の効果的な販促施策の展開により、ヘアドライヤー等の理美容家電、洗濯機、クリーナー等を中心に好調に推移いたしました。また、スマートフォン、HDD、カメラ用レンズ等についても前年同期比で伸長しており、今後も売れ筋商品の在庫施策等により更なる売上高確保に努めてまいります。

WEB接客ツールのチャット機能を導入している「ecカレント」オリジナルサイト、「楽天市場」及び「Yahoo!ショッピング」の外部サイトにおける大型家電の配送設置サービスは、きめ細やかな接客を通してそれぞれのユーザーに合った提案を行うよう努めております。その結果、洗濯機、冷蔵庫等を中心に売上高は、引き続き堅調に推移しております。2023年1月に開催された「楽天ショップ・オブ・ザ・イヤー2022」におきまして、当社が運営する「イーベストPC・家電館 楽天市場店」は、「楽天市場」に出店する約5万5千店舗の中から選出される生活家電部門ジャンル大賞と総合5位を受賞しました。楽天ショップ・

オブ・ザ・イヤーの受賞は2018年から5年連続10度目の受賞となります。

さらに同月には、約3,800万人のANAマイレージクラブ会員を有するANAグループが運営する「ANA Mall」に、「eカレント ANA Mall店」を新規出店しました。同店舗が取り扱う商品は、掃除機、冷蔵庫等の生活家電をはじめ、パソコン、プリンター、オーディオ、カメラ等約15万アイテムで、外部サイトの販路拡大へ繋げてまいります。

当社が運営する家電レンタルサイト「レントコ」は2022年7月から10月まで、シェアリングサービス事業者が提供する複数のアイテムをリアル空間に集め、生活者が必要とする様々なアイテムを共有するサステナブルなライフスタイル提案「シェアコレクション」事業の実証実験に参画しました。「レントコ」で提供している調理家電等のアイテムを会場の恵比寿ガーデンプレイス内に展示しておりましたが、それ以降12月まで展示を延長し、会場に訪問頂いた方へ12月末まで利用可能な50%オフ限定クーポンを案内することによって、普段からECを利用しない層へ認知向上を図りました。さらに同12月には、「レントコ」のT i k T o k公式アカウントを開設しました。各商品の利用イメージを投稿することによってブランディングの強化を図りました。

レンタル事業の販路展開におきましては、2022年7月より合同会社DMM. comが展開するサービス「DMMいろいろレンタル」において、「レントコ」で取り扱っているロボット掃除機、調理家電、美容機器等の生活家電を中心に500点以上のアイテムが掲載されており、おかげさまで受注件数も堅調に推移いたしました。

各カテゴリにおける前年同期比では家電0.4%増、パソコン4.1%減、周辺機器・デジタルカメラ1.7%増となりました。

売上高に関しましては上記施策等により前年同期を上回りましたが、利益面については、インターネット（主に検索連動型）等の広告宣伝費や外部サイトの売上増加に伴う支払手数料の増加、消費者の節約志向に伴う競合他社との価格競争による粗利益の低下により前年同期比で増収減益となりました。

その結果、収益認識に関する会計基準等の適用による売上高減少の影響額1,209百万円があるものの、インターネット通販事業における売上高は28,950百万円（前年同期比0.3%増）、営業利益761百万円（前年同期比21.3%減）となりました。

【ビューティー&ヘルスケア事業】

株式会社エクスワンにおいて展開される、ビューティー&ヘルスケア事業においては、2022年11月に、新商品として、3種のハイブリッド ヒト幹細胞培養液配合のコンディションを整え守りぬく化粧水「エクスリユークス ダーマ リジューベネイター」を発売し、おかげさまで売上高は堅調に推移いたしました。また、12月には3種のヒト幹細胞培養液を配合した贅沢な高機能美容クリーム「エック

スリュークス プライツダーマクリーム」を発売しました。

会員ビジネスにおいては、WEB会議アプリケーションによる動画（ライブ含む）配信を活用したオンラインセミナー、インスタライブを開催する等SNSの活用を引き続き積極的に展開し、会員とのきめ細やかなコミュニケーションを行っており、売上高は堅調に推移いたしました。

2022年4月に新規出店したエクスワンの直営店舗「エクススリュークス横浜」では、12月にリップスティック、アイカラーやORIGAMIシリーズ、エクススリュークスお試しセットとバッグをセットにした期間限定の2種類のクリスマスコフレ(Xmas coffee)、新年を迎えた2023年1月には、エクススリュークスシリーズをセットにした3種類の福袋を発売する等の各種販促施策により、エクスワンの化粧品を中心に実際に手にとって実感してもらえるようブランディングの強化を図りました。

売上高に関しましては、会員向けビジネスは概ね計画通り推移いたしました。卸販売においては、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として店舗販売は厳しい状況が続いており、全体として前年同期を下回りました。利益面に関しましては、広告宣伝費、業務委託費及び支払手数料等の販売管理費が増加したことにより利益が減少いたしました。

その結果、収益認識に関する会計基準等の適用による売上高減少の影響額208百万円も含めて、ビューティー&ヘルスケア事業における売上高は844百万円（前年同期比13.4%減）、営業損失95百万円（前年同期は7百万円の営業損失）となりました。

【その他事業（「各種販売支援事業」、「3PL事業」）】

「各種販売支援事業」においては、株式会社エクスワン商品の会員向け販売のシステム・物流支援等を行っております。

「3PL事業」においては、当社が運営する「ecカレント」をはじめインターネット通販サイト運営で培ってきたノウハウを基に、販売から物流までワンストップで管理する質の高いシステムをインターネット通販事業者の皆さまに対して提供してきた実績を活かし、物流倉庫・受注管理・出荷の包括的な物流支援サービスである本事業の更なる強化を図っております。PCや家電以外に自転車等の案件によりビジネスは堅調に推移しております。

また、継続的に新聞やインターネット（主に検索連動型）での同事業の広告展開及び取材対応に伴うメディアへの露出に努めております。

その結果、その他事業における売上高は516百万円（前年同期比8.4%減）、営業利益70百万円（前年同期比15.8%増）となりました。

以上の結果、収益認識に関する会計基準等の適用による売上高減少の影響額1,417百万円があるものの、当連結会計年度の売上高は30,212百万円（前年同期比0.3%減）、営業利益382百万円（前年同期比45.0%減）、経常利益366百万円（前年同期比46.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は218百万円（前年同期比57.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、基幹システムのソフトウェア等であり、投資額は155百万円であります。主なセグメントの投資額を示すと、インターネット通販事業においては125百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、取引金融機関3行と総額700百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当該契約による当連結会計年度末における借入金残高は200百万円であります。

④ 対処すべき課題

イ) コーポレートブランド価値の向上

当社グループの基本方針である、「より良い商品」「より良い価格」「より良いサービス」を提供し続けることが、お客様に支持され続ける最も重要な課題であると認識しております。当社グループはステークホルダーに対する適切な情報開示、持続的なCSR活動等により、当社グループのコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

ロ) ユーザ数の拡大とサービスの強化

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザを継続的に獲得し、ユーザ数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、当社グループの会員を有効活用するために、会員の活動状況を分析し、適切な付加価値のある会員向けサービスを実施し、又、インスタグラムやLINE等のSNSを駆使し、集客導線の拡大を図りつつ、インターネット（主に検索連動型）を利用した効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、又、WEB接客ツール等を用いて多様なサービスを提供し、より多くのユーザに利用してもらえるような施策を積極的に実施することでサイトの回遊性を高め、会員登録・商品購入等のコンバージョン率の一層の向上を図りアクティブなユーザ数の拡大に努めてまいります。

ハ) システム基盤の強化

当社グループは、独自システムを用い、効率化やコスト削減及び顧客サービスの充実等による業容拡大を図ってまいりました。

消費者のインターネット通販利用の拡大と、日々変化する顧客対応の充実を図るために、サーバーインフラ強化とネットワークインフラの改善により、パフォーマンスの向上及び耐障害性の向上を図りつつ、セキュリティ対策を継続して行います。

ニ) 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、スマートフォンやタブレット型端末の普及率が上昇し、関連するマーケットも拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、どのような商品を取りそろえてどのような価格を設定するのか等、お客様に適正な情報や価格提示ができるよう I o T や「C h a t G P T」といった対話型 A I 等様々な新技術を適宜取り入れることが必要であると認識し、継続的に対応してまいります。

ホ) コーポレートガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレートガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が重要な課題の一つと認識しております。また、広く社会から信頼される経営体制を確立するために、コンプライアンスへの対応も重要な課題であり、行動規範の遵守、当社グループ業務に係る諸法令・規則等の教育等、法令遵守について一層の徹底を図ってまいります。

ヘ) 優秀な人材の確保及び育成

当社グループは I T ・ ネット技術に関する知見等高度な専門スキルを持ち、又、幅広い視野に基づいて各プロジェクトをマネジメントできる有能な人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。引き続き潜在能力の高い人材の獲得に向けて各種採用活動を進めるとともに、今後はより一層社内の育成環境の強化に取り組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期
	自2019年2月1日 至2020年1月31日	自2020年2月1日 至2021年1月31日	自2021年2月1日 至2022年1月31日	自2022年2月1日 至2023年1月31日
売 上 高(千円)	23,409,062	28,067,466	30,315,469	30,212,629
経 常 利 益(千円)	143,704	639,725	678,073	366,486
親会社株主に帰属(千円) する当期純利益	71,052	570,841	518,723	218,186
1株当たり当期純利益	2円60銭	20円92銭	19円01銭	8円00銭
総 資 産(千円)	5,404,769	6,072,924	7,641,084	6,360,539
純 資 産(千円)	1,803,985	2,367,123	2,885,616	2,998,445

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第24期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期
	自2020年2月1日 至2020年1月31日	自2020年2月1日 至2021年1月31日	自2021年2月1日 至2022年1月31日	自2022年2月1日 至2023年1月31日
売 上 高(千円)	21,498,403	26,989,683	29,414,728	29,467,210
経 常 利 益(千円)	26,623	698,605	676,828	450,397
当 期 純 利 益(千円)	13,703	629,130	519,538	326,165
1株当たり当期純利益	0円50銭	23円05銭	19円04銭	11円95銭
総 資 産(千円)	4,671,490	5,191,431	6,830,315	5,742,224
純 資 産(千円)	1,398,769	2,027,844	2,547,259	2,791,628

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第24期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社エックスワン	50百万円	93.1%	化粧品・健康食品等の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 重要なその他の関係会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主な事業内容
株式会社ヤマダデンキ	100百万円	20.7%	家電小売業

(4) 主要な事業内容 (2023年1月31日現在)

当社グループの事業は、「インターネット通販事業」を主力に、それに関連する「レンタル事業」、株式会社エックスワンによる「ビューティー&ヘルスケア事業」、「各種販売支援事業」及び「3PL事業」からなる「その他事業」により構成されています。

(5) 主要な事業所 (2023年1月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区
岩槻物流センター	さいたま市岩槻区

② 子会社

名称	所在地
株式会社エックスワン	東京都港区

(6) 使用人の状況（2023年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
90名（3名）	一名（1名減）

(注) 使用人数は就業人員（当社グループ外への出向者を除き、当社グループ内への受入の出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト）は、当連結会計年度の平均人員の人数を（ ）に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64名（2名）	一名（2名増）	45.7歳	8.9年

(注) 使用人数は就業人員（社外への出向者を除き、社内への受入の出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト）は、当事業年度の平均人員の人数を（ ）に外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（2023年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円
株式会社東京スター銀行	114,285千円
株式会社八十二銀行	57,142千円
株式会社大光銀行	28,571千円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 99,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,288,500株 (自己株式1,236,500株を除く)
- (3) 株主数 16,981名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
劉 海 涛	5,680,000	20.81
株 式 会 社 ヤ マ ダ ゲ ン キ	5,660,000	20.74
水 谷 智	624,300	2.29
王 文 寿	470,000	1.72
安 田 勝 彦	242,000	0.89
日 本 シ ス テ ム 開 発 株 式 会 社	230,000	0.84
武 藤 優	200,000	0.73
長 谷 川 真 也	190,000	0.70
近 藤 千 恵 子	165,600	0.61
勝 見 泰 世	148,300	0.54

- (注) 1. 上記は株主名簿の記載に基づくものです。
2. 持株比率は、自己株式(1,236,500株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2023年1月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齊 藤 勝 久	㈱エックスワン代表取締役社長
取 締 役	斉 向 東	管理本部長兼人事総務部長兼営業本部海外開発部長 ㈱エックスワン取締役
取 締 役	右 田 哲 也	営業本部長 ㈱エックスワン取締役
取 締 役	小手川 大 助	㈱セキド社外取締役 ツネイシホールディングス㈱社外取締役 ㈱安全保障産業強化機構会長
常 勤 監 査 役	橋 本 博 人	
監 査 役	露 口 洋 介	学校法人帝京大学経済学部教授 アイブリッジ協同組合社外理事 みらい証券㈱社外監査役
監 査 役	西 圭 輔	山分・島田・西法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役の小手川大助氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、小手川大助氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役の露口洋介及び西圭輔の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、露口洋介及び西圭輔の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 取締役の小野浩司及び緒方政信の両氏は、2022年4月26日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
4. 監査役の前野啓司氏は、2022年4月26日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする取締役、監査役、執行役員及び子会社の役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年5月更新の予定です。

【保険契約の内容の概要】

- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬である株式報酬型ストックオプションで構成しております。基本報酬は、役位や職責及び会社業績などを総合的に勘案した上で決定しております。賞与は当社の業績との連動性を明確にするため、事業年度ごとで連結営業利益、連結経常利益の目標値に対して達成となった場合には、当該達成度合い、役位、職責、在任年数に応じて算定した額を賞与として、一定の時期に支給する場合があります。

当事業年度の連結営業利益は382,977千円、連結経常利益は366,486千円でした。

監査役の報酬額は、2000年3月6日開催の定時株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別総額		対象となる 役員員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	49,530千円 (3,780千円)	45,530千円 (3,780千円)	4,000千円 (-)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,200千円 (7,200千円)	13,200千円 (7,200千円)	-	4 (3)
合計 (うち社外役員)	62,730千円 (10,980千円)	58,730千円 (10,980千円)	4,000千円 (-)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額及び報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会決議(2000年3月6日)による取締役の報酬限度額は年額100,000千円であります。(当決議に係る取締役の員数は3名)
3. 株主総会決議(2000年3月6日)による監査役の報酬限度額は年額30,000千円であります。(当決議に係る監査役の員数は1名)
4. 取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長齊藤勝久が取締役の個人別の報酬額の具体的な決定をしております。代表取締役社長にこれらの権限を委任した理由は、当社グループの業績を俯瞰し総合的に報酬額を決定できると判断したためです。また、取締役会ではその内容を尊重して決定していることから、取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係 (2023年1月31日現在)

区 分	氏 名	重要な兼職先
取 締 役	小手川 大 助	㈱セキド社外取締役 ツネイシホールディングス㈱社外取締役 ㈱安全保障産業強化機構会長
監 査 役	露 口 洋 介	学校法人帝京大学経済学部教授 アイブリッジ協同組合社外理事 みらい証券㈱社外監査役
監 査 役	西 圭 輔	山分・島田・西法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役小手川大助氏は、㈱セキドの取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
2. その他の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

② 社外役員の活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	小手川 大 助	当事業年度の取締役会には、12回の全てに出席し、特に経営に関する高い見識に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	露 口 洋 介	当事業年度の取締役会には、12回の全てに出席し、また監査役会12回の全てに出席し、主に経済に関する高い見識に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	西 圭 輔	就任後開催の取締役会には、10回の全てに出席し、また就任後開催の監査役会には、10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適切な助言、提言等の意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 16,000千円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由については、監査役会が、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検討を行った上で会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2007年1月30日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しておりましたが、2010年7月26日開催の取締役会及び2012年3月19日開催の取締役会にて一部改定し項目の追加を行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ) 当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するためには、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し、企業文化として定着するよう周知徹底を図る。
- ロ) コンプライアンスを含む内部統制システム構築のためにコンプライアンス委員会を設置し実施状況等について取締役会及び監査役会に報告を行うものとする。
- ハ) コンプライアンスの意識向上のための研修や行動指針の周知徹底など啓蒙を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ) 文書管理規程、個人情報管理規程等の社内規程により、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を適切に実施し、必要に応じて適宜見直しを行う。
- ロ) 取締役の職務権限と担当業務を明確にして、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- イ) リスク管理体制の充実を図るため、リスク管理規程を制定・施行し、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- ロ) リスク管理委員会は、事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防体制を整備する。また緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的かつ適切に行われることを確保するための体制

取締役の意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させる。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ全体の業務が適正に行われるため法令遵守体制の整備及び業務の適切性を確保する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、当社の従業員から監査役スタッフを任命し配置する。なお、当該監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の同意を得た上で決定するものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 取締役及び使用人は必要に応じて業務執行状況や内部統制の状況を監査役に報告し不正や不適切な行為を未然に防ぐよう体制を整える。
 - ロ) 監査役職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は会社経営及び業務運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長を最高責任者とする内部統制整備・運用・評価体制を構築し、内部統制システムの整備・運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
当社は、反社会的勢力との関係は重大な企業リスクであるという認識のもと、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応することを方針とする。
- イ) 反社会的勢力に対する基本方針・統括責任者・対応等を「反社会的勢力対応規程」に定め遵守する。
 - ロ) 取締役及び使用人に対して適宜、教育及び研修を行い反社会的勢力との関係拒絶を徹底する。
 - ハ) 所轄の警察・顧問弁護士等と連携し迅速、組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組を継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会において、各部およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全般的な情報共有に努めたほか、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告しました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,459,173	流 動 負 債	3,114,040
現金及び預金	1,133,762	買掛金	1,717,350
売掛金	1,486,418	短期借入金	400,000
商品	2,703,016	1年内返済予定の長期借入金	71,928
その他	135,975	未払金	754,288
固 定 資 産	901,366	未払法人税等	39,735
有 形 固 定 資 産	146,341	契約負債	8,925
建物	122,757	賞与引当金	4,666
工具、器具及び備品	21,113	その他	117,145
土地	2,003	固 定 負 債	248,053
建設仮勘定	467	長期借入金	181,686
無 形 固 定 資 産	346,562	繰延税金負債	803
ソフトウェア	334,478	その他	65,564
その他	12,083	負 債 合 計	3,362,093
投 資 其 他 の 資 産	408,462	純 資 産 の 部	
投資有価証券	588	株 主 資 本	2,966,402
出資金	16,270	資本金	924,429
差入保証金	360,766	資本剰余金	888,563
繰延税金資産	22,474	利益剰余金	1,306,018
その他	24,238	自己株式	△152,609
貸倒引当金	△15,876	その他の包括利益累計額	48
		その他有価証券評価差額金	48
		非支配株主持分	31,993
		純 資 産 合 計	2,998,445
資 産 合 計	6,360,539	負 債 純 資 産 合 計	6,360,539

連結損益計算書

（自 2022年2月1日
至 2023年1月31日）

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		30,212,629
売上原価		24,685,713
売上総利益		5,526,916
販売費及び一般管理費		5,143,939
営業利益		382,977
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	47	
受取手数料	8,491	
為替差益	5,399	
受取ロイヤリティ	37	
助成金収入	2,500	
預り金整理益	970	
その他	1,312	18,777
営業外費用		
支払利息	10,808	
支払手数料	23,465	
その他	994	35,267
経常利益		366,486
特別損失		
固定資産除売却損	457	
減損損	26,548	
投資有価証券評価損	623	
リース解約損	895	28,525
税金等調整前当期純利益		337,961
法人税、住民税及び事業税	83,840	
法人税等調整額	46,895	130,736
当期純利益		207,224
非支配株主に帰属する当期純損失		△10,961
親会社株主に帰属する当期純利益		218,186

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2022年2月1日
至 2023年1月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年2月1日残高	924,429	876,888	1,169,697	△152,609	2,818,406
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△81,865		△81,865
親会社株主に帰属する当期純利益			218,186		218,186
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		11,675			11,675
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	11,675	136,320	—	147,996
2023年1月31日残高	924,429	888,563	1,306,018	△152,609	2,966,402

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
2022年2月1日残高	△20	△20	67,230	2,885,616
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△81,865
親会社株主に帰属する当期純利益				218,186
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				11,675
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	69	69	△35,236	△35,167
連結会計年度中の変動額合計	69	69	△35,236	112,828
2023年1月31日残高	48	48	31,993	2,998,445

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

(株)エックスワン

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない
株式等以外のもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない
株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商 品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産

(リース資産除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

インターネット通販事業

主に商品の納品時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるものの、出荷から納品までの期間が通常の期間であると判断していることから、当該商品の出荷時点で収益を認識しております。

当社グループが運営するポイント制度において、顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

また、他社が運営するポイント制度に係る負担金について、取引価格からポイント負担金を控除した純額で収益を認識しております。

ビューティー&ヘルスケア事業

主に商品の納品時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるものの、出荷から納品までの期間が通常の期間であると判断していることから、当該商品の出荷時点で収益を認識しております。

当社グループが運営するポイント制度において、顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

販売手数料等の顧客に支払われる対価については、変動対価として売上高から控除して収益を認識しております。

その他事業

その他事業は、各種販売支援事業及び3PL事業であります。

主にサービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断しているため、当該サービスの完了時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる変更点は以下のとおりであります。

・ 自社ポイントに係る収益認識

当社グループが運営するポイント制度において、従来、顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、その引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、売上高から控除する方法に変更しております。

・ 他社ポイントに係る収益認識

他社が運営するポイント制度に係る負担金について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、第三者のために回収する金額として、ポイント負担金を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

・顧客に支払われる対価

販売手数料等の顧客に支払われる対価について、従来は販売費及び一般管理費として計上していましたが、変動対価として売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,417,831千円減少し、販売費及び一般管理費は1,417,831千円減少しております。なお、1株当たり情報に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動負債に表示していた前受金の一部及びポイント引当金は、当連結会計年度より契約負債として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産に表示していた受取手形及び売掛金(前連結会計年度1,908,828千円)は、より実態に即した明瞭な表示とするために、当連結会計年度より売掛金として表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 22,474千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、販売チャネルごとの事業計画に含まれる売上高及び利益率であります。これらの仮定は、過去の実績や外部環境を踏まえた将来の見通し等を基に決定しております。

固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ビューティー&ヘルスケア事業における減損損失 26,548千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いた主要な仮定は、上述の繰延税金資産の回収可能性に記載の内容と同一であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 351,435千円
2. 当社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,765,000千円
及び貸出コミットメントの総額	
借入実行残高	400,000千円
差引額	1,365,000千円

上記の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約(当連結会計年度末残高400,000千円)については、純資産額及び経常利益、並びに商品回転月数について、一定の条件の財務制限条項が付されております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,525,000	—	—	28,525,000
合計	28,525,000	—	—	28,525,000
自己株式				
普通株式	1,236,500	—	—	1,236,500
合計	1,236,500	—	—	1,236,500

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月26日 定時株主総会	普通株式	81,865	3	2022年1月31日	2022年4月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月25日 定時株主総会	普通株式	81,865	利益剰余金	3	2023年1月31日	2023年4月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用は、原則として元本の確実かつ安定的な方法によるものとし、運用は慎重を期することを旨としております。

売掛金は、取引先別に期日管理及び残高管理を行い、回収懸念債権の発生の抑制と早期対応を図っております。また、投資有価証券は、主に業務・資本上の関係構築を目的とした企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握するなどの管理を行っております。

資金調達においては、長期資金及び短期資金について銀行借入により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時 価（千円）	差 額（千円）
(1) 投資有価証券 その他有価証券	588	588	—
資産計	588	588	—
(2) 長期借入金（※）	253,614	251,314	△2,299
負債計	253,614	251,314	△2,299

（※）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	588	—	—	588
資産計	588	—	—	588

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	251,314	—	251,314
負債計	—	251,314	—	251,314

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	インターネット 通販事業	ビューティー& ヘルスケア事業	その他事業 (注) 1	
家電	16,647,342	—	—	16,647,342
パソコン	3,146,764	—	—	3,146,764
周辺機器／デジタル カメラ	7,988,581	—	—	7,988,581
ソフト	286,395	—	—	286,395
その他(注) 2	855,446	814,629	447,855	2,117,932
顧客との契約から 生じる収益	28,924,531	814,629	447,855	30,187,017
その他の収益	25,612	—	—	25,612
外部顧客への売上高	28,950,143	814,629	447,855	30,212,629

(注) 1. その他事業は、各種販売支援事業及び3PL事業であります。

2. 「その他」の主な内訳は、インターネット通販事業における時計・ブランド・生活用品・雑貨等、株式会社エクスワンによるビューティー&ヘルスケア事業のほか、各種販売支援事業及び3PL事業に関する収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,907,874
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,484,791
契約負債（期首残高）	71,260
契約負債（期末残高）	8,925

契約負債は、主に商品の納品前に顧客から受け取った前受金のほか、当社グループが運営するポイント制度に係る顧客に付与したポイントであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、66,732千円であります。

契約負債の増減は、前受金の受け取り及びポイント付与による増加と収益認識による減少であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	5,166
1年超2年以内	3,759
合計	8,925

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 108円71銭
- 1株当たり当期純利益 8円00銭
(期中平均発行済株式数による)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,744,811	流 動 負 債	2,908,195
現金及び預金	764,935	買掛金	1,695,755
売掛金	1,459,827	短期借入金	400,000
商成品	2,411,184	未払金	712,183
貯蔵品	17,584	未払費用	26,106
前払費用	52,251	未払法人税等	39,098
未収入金	3,918	契約負債	3,495
その他	35,109	預り金	20,144
固 定 資 産	997,413	賞与引当金	4,000
有 形 固 定 資 産	41,685	その他	7,409
建物	18,568	固 定 負 債	42,400
工具、器具及び備品	21,113	その他	42,400
土地	2,003		
無 形 固 定 資 産	346,562	負 債 合 計	2,950,595
ソフトウェア	334,478	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	10,890	株 主 資 本	2,791,580
商標権	1,193	資本金	924,429
投資その他の資産	609,165	資本剰余金	868,578
投資有価証券	588	資本準備金	864,429
関係会社株	251,600	その他資本剰余金	4,148
出資	160	利 益 剰 余 金	1,151,182
差入保証金	325,996	利益準備金	603
繰延税金資産	22,474	その他利益剰余金	1,150,578
その他	19,806	繰越利益剰余金	1,150,578
貸倒引当金	△11,460	自 己 株 式	△152,609
		評価・換算差額等	48
		その他有価証券評価差額金	48
資 産 合 計	5,742,224	純 資 産 合 計	2,791,628
		負 債 純 資 産 合 計	5,742,224

損 益 計 算 書

（ 自 2022年2月1日
至 2023年1月31日 ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		29,467,210
売 上 原 価		24,478,474
売 上 総 利 益		4,988,736
販売費及び一般管理費		4,511,430
営 業 利 益		477,305
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	47	
受 取 手 数 料	392	
為 替 差 益	5,399	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	37	
そ の 他	808	6,704
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,335	
支 払 手 数 料	23,465	
そ の 他	811	33,611
経 常 利 益		450,397
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	623	623
税 引 前 当 期 純 利 益		449,773
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	83,204	
法 人 税 等 調 整 額	40,404	123,608
当 期 純 利 益		326,165

株主資本等変動計算書

（ 自 2022年2月1日
至 2023年1月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2022年2月1日残高	924,429	864,429	4,148	868,578	603	906,278	906,882
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△81,865	△81,865
当期純利益						326,165	326,165
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	244,299	244,299
2023年1月31日残高	924,429	864,429	4,148	868,578	603	1,150,578	1,151,182

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年2月1日残高	△152,609	2,547,280	△20	△20	2,547,259
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△81,865			△81,865
当期純利益		326,165			326,165
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			69	69	69
事業年度中の変動額合計	—	244,299	69	69	244,369
2023年1月31日残高	△152,609	2,791,580	48	48	2,791,628

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない
株式等以外のもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない
株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産
(リース資産除く) 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

インターネット通販事業については、主に商品の納品時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるものの、出荷から納品までの期間が通常の期間であると判断していることから、当該商品の出荷時点で収益を認識しております。

当社が運営するポイント制度において、顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、取引

価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

また、他社が運営するポイント制度に係る負担金について、取引価格からポイント負担金を控除した純額で収益を認識しております。

その他事業である各種販売支援事業及び3PL事業については、主にサービスの提供が完了し、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されると判断しているため、当該サービスの検収時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる変更点は以下のとおりであります。

・ 自社ポイントに係る収益認識

当社が運営するポイント制度において、従来、顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、その引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、売上高から控除する方法に変更しております。

・ 他社ポイントに係る収益認識

他社が運営するポイント制度に係る負担金について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、第三者のために回収する金額として、ポイント負担金を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は1,209,003千円減少し、販売費及び一般管理費は1,209,003千円減少しております。なお、1株当たり情報に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動負債に表示していた前受金の一部及びポイント引当金は、当事業年度より契約負債として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示していた前受金(当事業年度1,427千円)は、金額的な重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 22,474千円
- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表(会計上の見積りに関する注記)②その他見積りの内容に関する理解に資する情報に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額 212,498千円
- 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
 - 短期金銭債権 9,496千円
 - 長期金銭債権 200,000千円
 - 短期金銭債務 1,653,433千円
- 3. 当社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
 - 当座貸越極度額 1,765,000千円
 - 及び貸出コミットメントの総額
 - 借入未実行残高 400,000千円
 - 差引額 1,365,000千円上記の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約(当事業年度末残高400,000千円)については、純資産額及び経常利益、並びに商品回転月数について、一定の条件の財務制限条項が付されております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

- 営業取引(収入分) 82,641千円
- 営業取引(支出分) 23,789,197千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,236,500	—	—	1,236,500
合計	1,236,500	—	—	1,236,500

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
棚卸資産評価損		10,388千円
資産除去債務		10,543千円
その他		19,390千円
繰延税金資産	小計	40,321千円
評価性引当額		△15,779千円
繰延税金資産	合計	24,541千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		△2,067千円
繰延税金負債	合計	△2,067千円
繰延税金資産純額		22,474千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
住民税均等割	1.0%
評価性引当額の増減	△4.1%
その他	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5%

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	債権又は債務に係る項目	期末残高(千円)
法人主要株主	㈱ヤマダデンキ	(被所有)直接 20.7	商品仕入先当社のフランチャイザー	商品仕入	23,318,236 (注)	買掛金	1,619,493
				販売手数料	265,914 (注)	未払金	23,729
				営業保証金	—	差入保証金	200,000 (注)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社は、㈱ヤマダデンキから商品仕入を行っておりますが、取引関係については随時見直しを行っており、仕入価格については双方の合意に基づく価格により決定しております。
- 当社は、㈱ヤマダデンキとフランチャイズ契約を締結しており、販売手数料率については当該契約において決定しております。
- 営業保証金については、当社と㈱ヤマダデンキにおけるフランチャイズ契約において決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	102円30銭
2. 1株当たり当期純利益 (期中平均発行済株式数による)	11円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年3月23日

株式会社ストリーム

取締役会 御中

KDA監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 毛利 優
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関本 享
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ストリームの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストリーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年 3月23日

株式会社ストリーム
取締役会 御中

K D A 監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 毛 利 優
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関 本 享
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストリームの2022年2月1日から2023年1月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

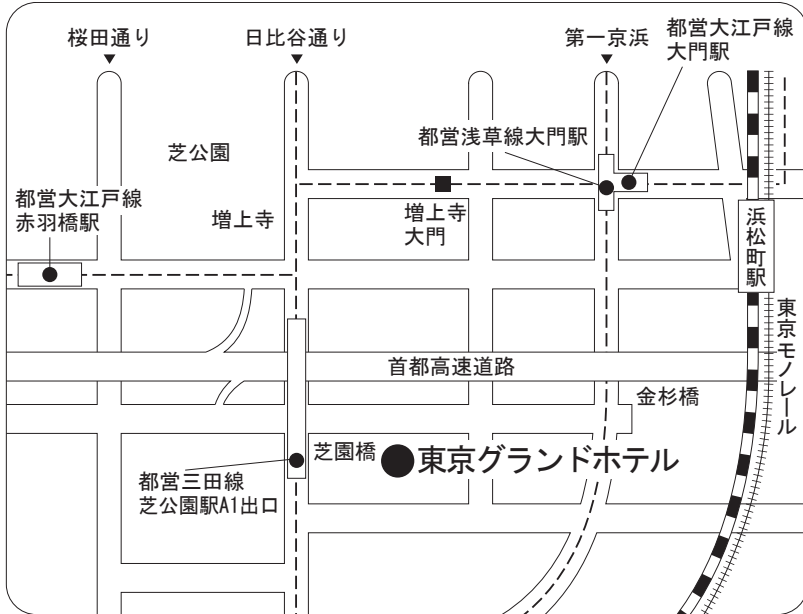
2023年3月23日

株式会社ストリーム 監査役会
常勤監査役 橋本 博人 ㊟
監査役(社外監査役) 露口 洋介 ㊟
監査役(社外監査役) 西 圭輔 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝二丁目5番2号
東京グランドホテル 3階 「桜の間」



都営三田線「芝公園駅」A1出口 下車徒歩約3分
(お車でのご来場はご遠慮ください)

※株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。